

# 事業継続計画

2015年9月18日

株式会社神奈川保健事業社

## 改訂（改定）履歴

---

第1版 2015年9月18日（作成日） 2015年9月18日（承認日）

内容：事業継続計画（BCP）の策定に伴い新規作成

## 目 次

ページ

1	目 的	5
2	適用範囲	5
3	事業継続に当たっての基本方針	5
4	B C Pの発動基準及び停止基準	6
5	被害想定	6
6	組織と役割	
	(1) 対策本部	8
	(2) 業務継続チーム	11
	(3) 事務局	12
7	情報管理体制	
	(1) 緊急時の連絡体制	13
	(2) 情報収集体制	15
8	初動対応	15
9	事業継続に重要な要素の確保	
	(1) 人員の確保	15
	(2) 物資の確保	16
	(3) 資金の確保	16
10	重要な要素が不足した場合の対応	17
11	重要業務の特定と業務の優先順位	18
12	B C P発動時における業務の対応	
	(1) 産業廃棄物処理施設が被災し処分ができなくなった場合	18
	(2) 産業廃棄物処理施設が被災しなかった場合	20
13	B C P発動時における社員の行動基準	21
	(1) 就業時間内における行動	
	(2) 就業時間外における行動	
	(3) 帰宅の判断	
14	附則	22



# 事業継続計画

## 1 目的

株式会社神奈川保健事業社（以下「当社」という。）が不慮の災害や事故などにより重大な損害を被り、事業継続が危ぶまれる事態に陥った場合は、損失の拡大と企業価値の低下により、更なる事業中断に繋がることから、この「負の連鎖」を発生させないため、事業継続計画（以下「BCP」という。）を策定する。

当社のBCPの目的は次のとおりである。

- ・事業中断を防ぎ循環型社会を支えるインフラとして処理業務の供給責任を果たす。
- ・事業中断による影響を最小化し、早期復旧を可能とする。
- ・従業員の安全を確保し、雇用を守る。

## 2 適用範囲

- (1) 組織 株式会社神奈川保健事業社
- (2) 施設 福浦リサイクルセンター（所在地 横浜市金沢区福浦2-17-13）
- (3) 事業 産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物収集運搬業
- (4) 資産 事業に係る全社員及び各種設備機器等

## 3 事業継続に当たっての基本方針

事業継続に当たっての基本方針は、次のとおりである。

### (1) 事業中断の防止及び是正

当社は、事業が継続できるよう事業の中断に関するリスクを十分に認識及び分析し、必要かつ合理的な管理措置を講じ、緊急事態発生時の体制及び対応手順を事前に定めておくことにより、事業中断の防止を図る。

また、事業継続に影響を及ぼす新たな脅威を察知した際には、遅滞なく是正措置を講ずる。

### (2) 事業継続に関する意識と組織対応力の向上

当社は、BCPに関する教育及び演習を定期的実施することにより、事業継続に関する意識と組織対応能力の向上を図る。

### (3) 法令、国が定める指針その他規範の遵守

当社は、BCPを策定することにより、事業継続に関する法令、国内外の指針、その他規範等を遵守する。

### (4) 問い合わせへの対応

当社の事業継続に関する問い合わせについては、次の窓口で承る。

- |           |                  |
|-----------|------------------|
| ア 問い合わせ窓口 | 責任者              |
| イ 住所      | 横浜市金沢区福浦2-17-13  |
| ウ 電話番号    | (045) 791-6333   |
| エ e-mail  | sanpai@khj.co.jp |

## 4 BCPの発動基準及び停止基準

### (1) 発動基準

#### ア 脅威の顕在化による自動発動

脅威種別	発動条件
地震	県内において震度6以上の地震が観測された場合
その他	その他脅威の発生により、福浦リサイクルセンターが甚大な被害を受け、復旧の目処が立たない場合

#### イ 発動権限者による発動

「顕在化している脅威」又は「想定外の脅威」が顕在化する予兆がある場合は、「脅威の顕在化による発動条件」を満たしていない状況であっても発動権限者によってBCPを発動することができる。

権限順位	発動権限者
第1位	社長
第2位	副社長
第3位	取締役

### (2) 停止基準

#### ア 事業復旧による停止

停止条件
BCP発動前の水準まで事業が復旧した場合

#### イ 発動権限者による停止

予防措置としてのBCP発動後に脅威が顕在化しなかった場合、又は脅威が顕在化した際においてもBCPの発動前の水準まで事業が復旧すると見込まれ、BCPによる対応が不要と判断される場合は、発動権限者は停止することができる。

## 5 被害想定

本計画における緊急時の被害想定は、震度6の地震が発生した場合として、次のとおりである。想定根拠は、「神奈川県地震被害想定調査結果」（平成27年3月 神奈川県地震被害想定調査委員会）による。

以上を踏まえて、緊急時の発生から終了までの間に、産業廃棄物処理施設の被害の有無、社員の出勤状況に応じた対応を策定する。

### (1) 人、インフラへの影響

#### ア 人

- 県内では、死者が千人規模、負傷者が数万人発生する。

#### イ ライフライン

- 停電が数百万軒発生し、水道とガスが停止する。

■その後、電気、水道、ガスの順で復旧する。

#### ウ 道路

■幹線道路は通行規制となる。1箇月程度通行止めの道路が発生する。

■その他の道路で渋滞が発生する。

#### エ 鉄道

■発生直後は鉄道の運行が完全に停止する。

■9～13日程度不通になり、被害の少ない地域から順次再開する。

#### オ 情報通信

■電話、インターネット等が発生直後から繋がらなくなる。

■その後、ケーブル断線の復旧等により、順次復旧する。

### (2) 当社への影響

#### ア 人

(勤務時間内)

① 設備、器具類の移動・転倒、耐震性の低い建物の倒壊等により社員の一部が負傷する。

② 交通機関の停止等により、一部の社員が退社できなくなる。

(勤務時間外)

① 社員やその家族の負傷、交通機関の停止等により、一部の社員が出社できなくなる。

#### イ 物

① 産業廃棄物処理施設の一部が大破、倒壊する。津波により、一部浸水する。

② 固定していない設備、器具等が移動、転倒する。

③ 備品が落下、破損する。

④ 自動車が被災し、廃棄物の搬入ができなくなる。

⑤ 搬出先の被災により処理した物の搬出ができなくなる。

⑥ 搬入元の被災により廃棄物の搬入ができなくなる。

#### ウ 情報

① パソコン等の機器類が破損する。

② 重要な書類・データ（顧客管理簿、搬入先管理簿、搬出先管理簿等）が復旧できなくなる。

#### エ 資金

① 産業廃棄物処理施設の停止や社員の出勤率低下により操業が停止してしまい、その間の売り上げがなくなる。

② 会社の運転資金（最終処分場への支払い、社員の給料等）と建物、設備等の復旧等のための資金が必要となる。

## 6 組織と役割

B C Pに基づく各活動のため、対策本部と業務継続チームを編成する。

### (1) 対策本部

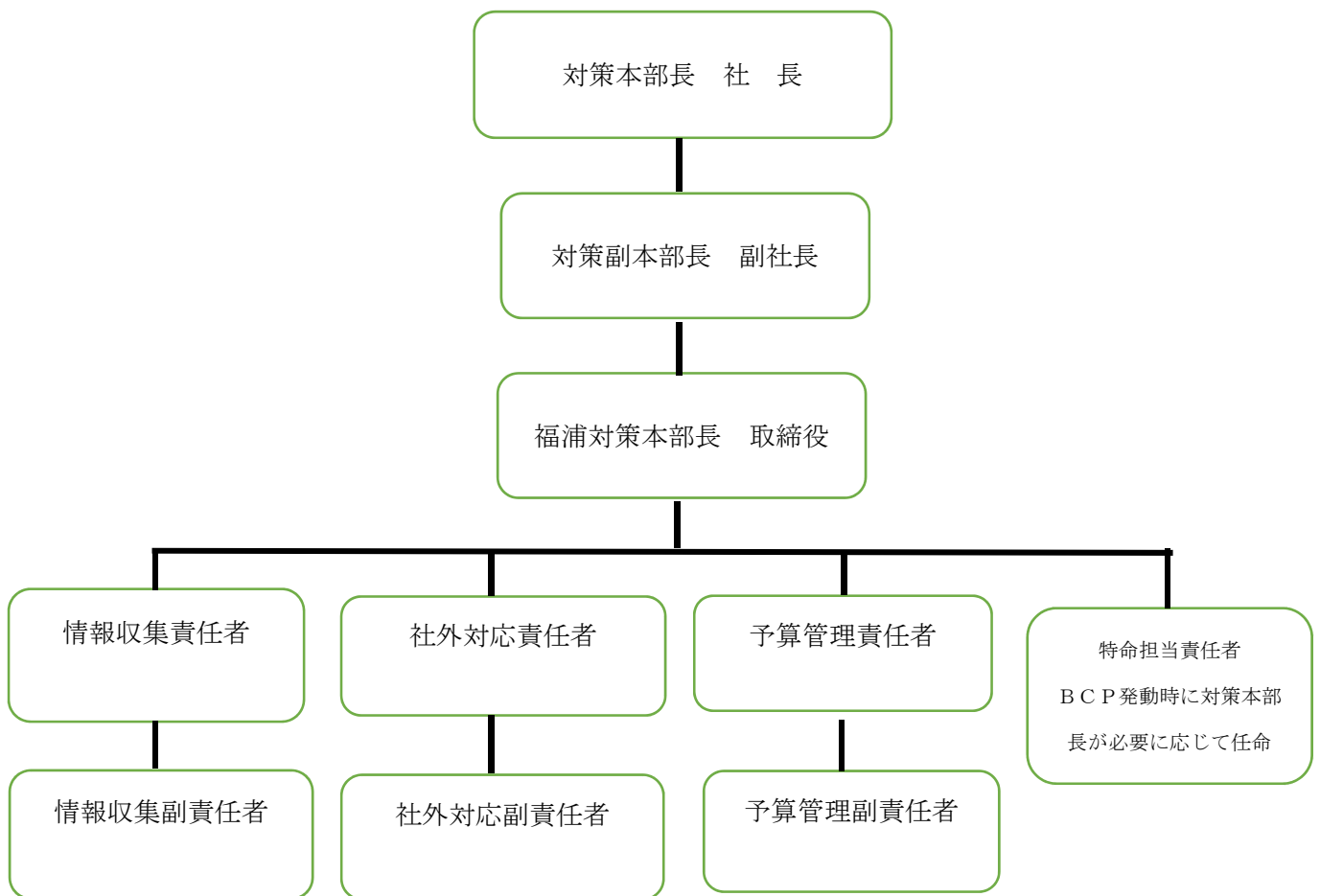
#### ア 設置等

対策本部は、B C P発動時において事業継続に必要な各種の経営判断（事業継続の方針、長期復旧戦略など）、復旧に必要とされる経営資源の割り当て、利害関係者との調整、資金の調達及び業務継続チームの統制を通じた復旧状況全体の管理を行う。

#### (ア) 設置

B C Pの発動後、対策本部長は速やかに対策本部を福浦リサイクルセンターに設置し、対策本部メンバーの召集を行い、事業継続活動を開始する。

株式会社 神奈川保健事業社 対策本部組織図



#### ■ 対策本部メンバーの役割

- 【対策本部長】 事業継続における最高責任を有し、事業継続に必要な経営判断を行う。
- 【対策副本部長】 対策本部長の役割を補佐する。
- 【福浦対策本部長】 福浦リサイクルセンターにおける事業継続に関する責任者である。
- 【情報収集責任者】 対策本部が事業継続に必要な正しい判断を行えるよう社内外の情報を収



集する。

- 【社外対応責任者】 事業継続に関する対応について社外との調整を行う。
- 【予算管理責任者】 事業継続に必要なとされる予算の管理を行う。
- 【特命担当責任者】 対策本部長が必要に応じて任命し、緊急課題（特命）の対応を行う。
- 【各副責任者】 各責任者の役割を補佐する。

※各責任者が不在の際は、次の対応を行う。

- ・対策本部長不在の場合は、対策副本部長が代理として権限を引き継ぎ、対策本部の運営を行う。
- ・各責任者が不在の場合は、副責任者が代理として権限を引き継ぎ、各責任者としての業務を遂行する。

#### (イ) 運営

対策本部長は、対策本部を構成する各責任者の情報を取りまとめ、対策本部メンバーによる合

議によって事業継続に必要な対応を検討し、速やかに実行に移す。

#### (ウ) 解散

BCPの停止後、対策本部長は速やかに対策本部を解散し、対策本部メンバーを通常業務に復帰させる。

#### (エ) 記録

対策本部における対応状況については、緊急時対応経過表（様式1）に記録する。また、業務

継続チームへの各種対応指示は、緊急時対応指示書（様式2）により行う。

### イ 情報収集

BCP発動時において、事業継続に必要な各種の経営判断、必要とされる経営資源の割り当て、利害関係者との調整、資金の調達及び業務継続チームの統制を通じた全体の管理などを行うため、必要な情報を収集し、対策本部に提供する。

#### (ア) 社内に対する情報収集

BCPの発動後、情報収集責任者は速やかに業務継続統括責任者に対して情報提供を促し、事業継続に必要な情報（社員の安否、被災・復旧状況、使用可能な経営資源など）の情報収集を開始する。また、BCP発動期間中に収集した情報については、対策本部に随時報告を行う。

#### (イ) 社外に対する情報収集

BCPの発動後、情報収集責任者は速やかにテレビ、ラジオ、インターネットなどの各種媒体を駆使して事業継続に必要な情報（社会インフラの被災・復旧状況、政府や地方自治体の対応、避難・救援情報、業界動向など）の収集活動を開始する。また、BCP発動期間中に収集した情報については、対策本部に随時報告を行う。

#### (ウ) 業務継続チームへの情報提供

BCPの発動後、情報収集責任者は対策本部によって取りまとめられた事業継続に必要な情報や各種指示を業務継続統括責任者に伝達する。

#### ウ 広報対応

BCP発動時において、利害関係者への影響を最小化するため、事業継続を社外にコミットし当社の事業継続活動を次により公表する。

これにより、企業価値の低下を抑制し、新たな事業中断（取引先離れ、資金調達が困難になるなど）が発生することを防ぐことが可能になる。

##### (ア) ホームページによる情報公開

BCPの発動後、情報収集責任者は速やかに社内状況に関する情報提供を受け、当社の被災状況と事業継続の方針及びその対応を取りまとめて「事業継続活動公表文書」（様式4）を作成する。作成した文書については、対策本部の合議を経て、対策本部長の承認を得てから当社ホームページで公表する。

また、BCP発動期間中においても当社の被災状況と事業継続の方針及びその対応が変化する都度、各種の情報を取りまとめて公表の必要性について検討し、同様の手順により公表する。

##### (イ) 利害関係者に対する情報公開

BCPの発動後、情報収集責任者は速やかに当社の事業継続に関係する利害関係者（マスコミ、主要取引先、株主、投資家など）に連絡し、「当社が平常時より事業継続マネジメントに取り組んでおり、現在、事業継続計画（BCP）を発動して対応活動を本格化している」旨の第1報を通知する。

また、BCP発動後、対策本部によって当社の事業継続の状況が取りまとめられた際には、利害関係者に随時連絡を行い、信頼の維持に努める。

##### (ウ) 問い合わせ対応

BCPの発動後、利害関係者からの供給責任に関する問い合わせ窓口を一元化し、情報収集責任者が対応の指示を行う。

また、利害関係者からの各種要求については取りまとめて対策本部に随時報告を行う。

#### エ 予算管理

BCP発動時において、事業継続に必要な経営資源を確保するための資金の調達及び管理を行う。

##### (ア) 予算の確保

BCPの発動後、予算管理責任者は速やかに事業継続活動に使用できる資金がどの程度であるかの算出を行い、予算の確保を行う。また、算出結果については対策本部に報告する。

##### (イ) 運転資金の確保

BCPの発動後、予算管理責任者は情報収集責任者から速やかに社内状況に関する情報提供を受け、当面の業務の継続に必要な資金が現時点でどの程度であるか算出を行い、運転資金の確保を行う。また、算出結果については対策本部に報告する。

##### (ウ) 資金調達

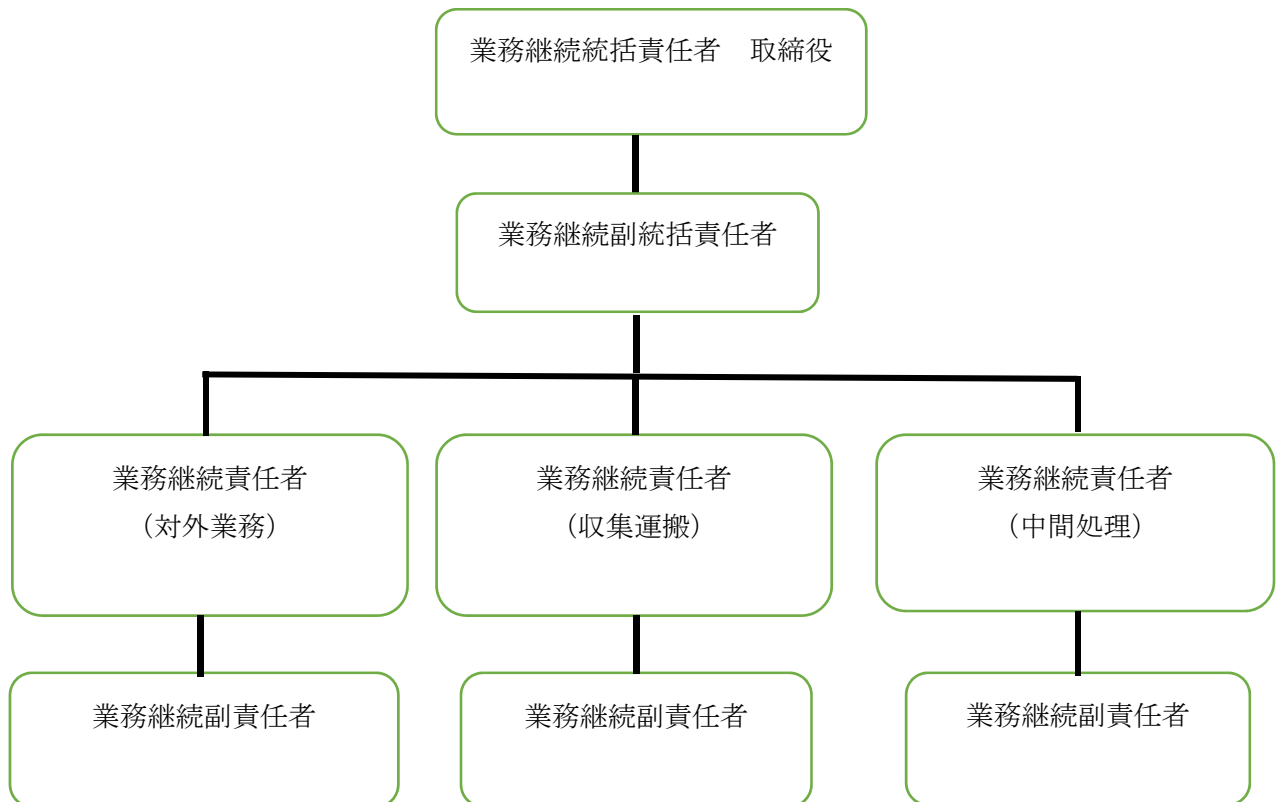
予算管理責任者は「予算の確保」、「運転資金の確保」の過程において更なる資金調達が必要と判断された場合は、資金調達案とともに対策本部に報告する。また、対策本部において承認が得られた際に速やかに資金調達案に基づく資金調達を実施する。

## (2) 業務継続チーム

### ア 設置

BCPの発動後、業務継続統括責任者は速やかに業務継続チームを福浦リサイクルセンターに設置し、業務継続チームのメンバーの召集を行い、業務継続活動を開始する。

当社事業を構成する各種業務の継続を確実にするための対応などを行う。



### ■ 業務継続チームメンバーの役割

- 【業務継続統括責任者】 各種業務の継続に関する決定権と責任を有する。  
対策本部の情報収集責任者に事業継続に必要な情報（社員の安否、被災・復旧状況、使用可能な経営資源など）を提供する。
- 【業務継続副統括責任者】 業務継続統括責任者の役割を補佐する。
- 【業務継続責任者】 自部門の担当業務に関する事業継続活動を指揮する責任を有する。
- 【業務継続副責任者】 業務継続責任者の役割を補佐する。

※各責任者が不在の際は、次の対応を行う。

- ・業務継続責任者が不在の場合は、業務継続副統括責任者が代理として権限を引き継ぎ、業務継続チームの運営を行う。
- ・業務継続責任者が不在の場合は、業務継続副責任者が代理として権限を引き継ぎ、業務継続責任者として業務を遂行する。

#### イ 運営

業務継続統括責任者は業務継続チームを構成する各業務継続責任者の情報を取りまとめ、業務継続チームメンバーによる合議によって事業対応に必要な対応を検討し、選定した後速やかに実行に移す。

業務継続チームにおけるすべての情報（被災状況、安否情報、各種作業の進捗情報、各種活動において必要とする経営資源、問題点など）は対策本部の情報収集責任者に随時報告する。

#### ウ 解散

B C Pの停止後、業務継続統括責任者は速やかに業務継続チームを解散し、業務継続チームメンバーを通常業務に復帰させる。

#### エ 記録

業務継続チームの活動における対応状況の経過記録として緊急時対応経過表（様式1）を、被害状況取りまとめ用として被害状況確認書（様式3）をそれぞれ用いる。

#### オ 業務の継続・復旧

各業務継続責任者は、緊急時対応経過表（様式1）及び被害状況確認書（様式3）を使用し初動対応及び業務の継続・復旧活動を実施する。

それぞれの活動によって収集された各種情報（被災状況、安否情報、各種作業の進捗状況、各種活動において必要とする経営資源、問題点など）については業務継続チームに随時報告する。

### (3) 事務局

B C P発動時において、対策本部及び業務継続チームの活動を支援（各種備品の提供、記録作成など）する。事務局の運営は、環境部が当たる。

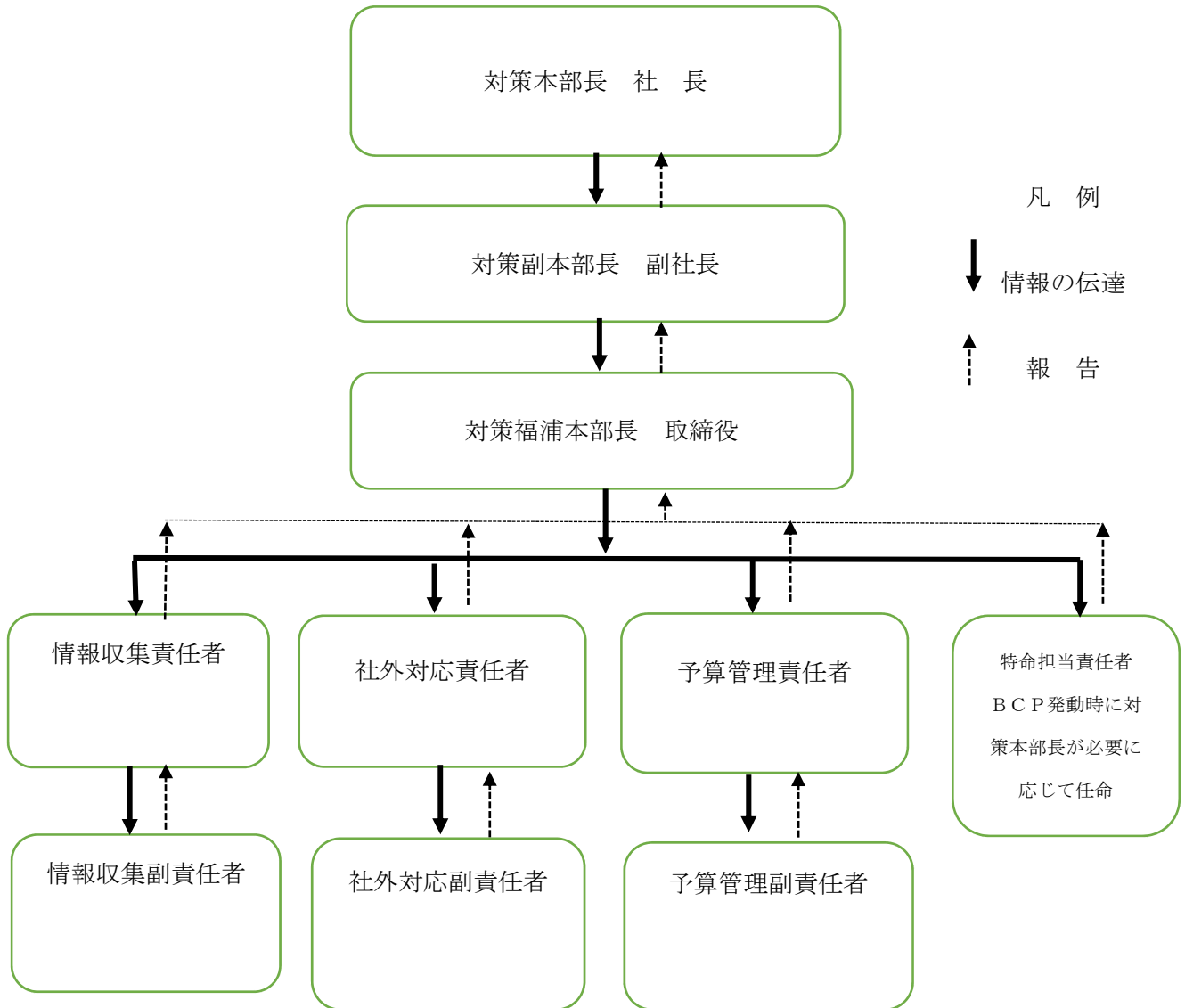
## 7 情報管理体制

### (1) 緊急時の連絡体制

#### ア 社内

緊急時連絡は、次により行う。

対策本部における決定事項、その他緊急時の連絡事項については、この連絡体制により社員に連絡する。



#### イ 取引業者

##### (ア) 排出事業者

委託契約を締結している排出事業者のうち、緊急時に連絡が必要なところは次のとおりである。

組織名	住所	連絡先	メールアドレス


注 取引業者とは、排出事業者、収集運搬業者、中間処理業者、最終処分業者等、廃棄物が排出されてから最終処分、売却されるまでの過程で関係するすべての事業者をいう（以下同じ）。

(イ) その他の取引業者

組織名	住所	連絡先	メールアドレス

ウ その他

組織名	住所	連絡先	メールアドレス
神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課	横浜市中区日本大通 1	(045) 210-4157	県ホームページ問い合わせフォームから入力
神奈川県県央地域県政総合センター環境部	厚木市水引 2-3-1	(046) 224-1111	県ホームページ問い合わせフォームから入力
横浜市資源循環局事業系対策部産業廃棄物対策課	横浜市中区住吉町 1-13 松村ビル 8 階	(045) 671-2511	sanpaika@city.yokohama.jp
公益社団法人神奈川県産業廃棄物協会	横浜市中区山下町 74-1 大和地所ビル 4 階	(045) 681-2989	info@kiwa.or.jp
公立大学法人横浜市立大学附属病院	横浜市金沢区福浦 3-9	(045) 787-2800	
神奈川県警察本部金沢警察署	横浜市金沢区泥亀 2-10-1	(045) 782-0110	
横浜市金沢消防署幸浦消防出張所	横浜市金沢区幸浦 2-1-5	(045) 785-0119	
株式会社東京電力カスタマーセンター神奈川第一	— (横浜市 (泉区、戸塚区、栄区全域、港南区の一部を除く。以下この表で同じ。)、川崎市)	(0120) 99-5772	
株式会社東京電力カスタマーセンター神奈川第二	— (神奈川第一を除く県内)	(0120) 99-5776	

株式会社東京ガスライ フバル金沢	横浜市金沢区片吹 65-1	(045) 783-3148 (コールセンター)	
横浜市水道局お客様サ ービスセンター	横浜市中区山下町 23 番地	(045) 847-6262	su-hamapyon@city.yokohama.jp
国土交通省横浜国道事 務所	横浜市神奈川区三ッ沢西町 13-2	(045) 311-2981	
JR 東日本お問い合わせ センター	—	050-2016-1600	
横浜シーサイドライン 新杉田駅	横浜市磯子区新杉田町 8 - 1	(045) 776-1217	

## (2) 情報収集体制

### ア 体制

- ・情報収集は、環境部が対応する。
- ・情報収集は、地震が発生した直後から実施する。
- ・収集した情報は、社内、取引業者等に速やかに伝達する。

### イ 収集を行う情報及び入手先

情報の入手先	入手する情報
神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課	県の対応、産業廃棄物業者の動向等
横浜市資源循環局事業系対策部産業廃棄物 対策課	市の対応、産業廃棄物処理業者の動向等
株式会社東京電力	停電の復旧見通し等
株式会社東京ガス	停ガスの復旧見通し等
横浜市水道局	水道の復旧見通し等
国土交通省横浜国道事務所	国道の通行、復旧の見通し等
J R 東日本	電車の運行、復旧の見通し等
横浜シーサイドライン	電車の運行、復旧の見通し等

## 8 初動対応

初動対応は、別添「初動対応手順書」により行うものとする。

## 9 事業継続に重要な要素の確保

### (1) 人員の確保

廃棄物処理事業における現状の人員構成、業務継続のために最低限必要な人員数等は次のとおりである（平成 27 年 8 月 31 日現在）。

業 務	現状の人員（人）	最低限必要な人員 （人）

産業廃棄物の収集運搬		
特別管理産業廃棄物の収集運搬		
産業廃棄物の中間処理		
一般廃棄物の収集運搬		
事務業務（取引業者、行政との連絡調整等）		

## (2) 物資の確保

廃棄物処理事業の継続のために必要な物資の確保は次により行う。

ア 処理の実務に必要な物質

物資	月間使用量	備蓄量（日数）	入手先	入手先（予備）
軽油	k L	k L ( 日分)		
ガソリン	L	k L ( 日分)		
天然ガス	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup> ( 日分)		

注 備蓄量とは、石油類販売業者等と協議して当該業者の事業所において備蓄する量である。

イ その他

物資	購入量（3日分）	入手先	入手先（予備）
食料品（1日3食保存食）	人分 ( 人分×3日)		
携帯ガスコンロ	基		
飲料水（1.5Lミネラルウォーター）	人分 ( 人分×3日)		
寝袋	人分		

注 横浜市は、帰宅困難者対策として、事業者には3日分の非常食を準備するよう要請している。

## (3) 資金の確保

BCP発動から解除までに必要な資金をあらかじめ概算するとともに、その資金を確保するため、次の対策を検討する。

- ・BCPの発動から解除までの間の社内における資金の積立
- ・BCP発動時における融資面での対応について取り引き金融機関と相談
- ・国等による災害時の緊急支援対策に関する金融支援を受けること等の検討

### 10 重要な要素が不足した場合の対応

#### (1) 人員が不足した場合の対応

人員が不足した場合には、人員を調整し、対応する。

社員の欠勤率と対応は次のとおり。



業 務	現状の人員 (人)	欠勤率に対応した出勤人員 (人)			必要最小限 (人)
		欠勤率 0～25%	欠勤率 25%超～50%以内	欠勤率 50%超	
産業廃棄物収集運搬					
特別管理産業廃棄物 収集運搬					
産業廃棄物処分					
一般廃棄物収集運搬					
事務業務(取引業者等 との連絡調整、来客 者等の対応)					

注 出勤人員は、(現状の人員－現状の人員×欠勤率)の数字の小数点以下を切り捨てとし、出勤人員を算定した。

ア 欠勤率 0～25%以内

- ・出勤者による残業、公休日出勤、社内への泊まり込み等により、通常通り各事業を継続する。
- ・産業廃棄物処理施設が被災し稼働できない場合は、排出事業者に排出抑制、保管を要請する。

イ 欠勤率 25%超～50%以内

- ・他部署等からの人員の補充により、医療機関及びライフラインに係る事業者、取引量が多い事業者に係る各事業を継続する(3者以外の各事業は中止する)。
- ・収集運搬、中間処理ができない排出事業者に排出抑制、保管を要請する。
- ・産業廃棄物処理施設が被災し稼働できない場合は、排出事業者に排出抑制、保管を要請する。

ウ 欠勤率 50%超

- ・他部署等からの人員の補充により、医療機関及びライフラインに係る事業者に限定して各事業を継続する(2者以外の事業は中止する)。
- ・収集運搬、中間処理ができない排出事業者に排出抑制、保管等を要請する。
- ・産業廃棄物処理施設が被災し稼働できない場合は、排出事業者に排出抑制、保管を要請する。

(2) 物資が不足した場合の対応

物資が不足した場合は、次のとおり対応する。

- ・各事業の継続に必要な物資は予め備蓄する。
- ・備蓄した物資が不足する場合に備えて、平常時の購入先以外にも当該物質が購入できる場所を複数箇所確保しておく。

(3) 電気、ガス、水道、電話回線が不通になった場合の対応

ア 電気

停電になった場合は、業務は停止する。自家発電機について事務棟用として導入する。

イ ガス

ガスが止まった場合は、携帯型のガス器具を使い職員用の湯沸し等を行う。

ウ 水道

水道が断水した場合は、飲料水は貯蔵しているペットボトル等により対応する。

トイレの水については、予め風呂、ポリタンク等に貯水しておき、これを洗浄水として使用する。

エ 電話回線

電話回線が停止した場合は、業務は可能な限り継続する。

PHS電話を導入する。

11 重要業務の特定と業務の優先順位

当社は、産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物収集運搬業を行っており、それぞれ重要な業務と考えられる。

従って、各事業の継続については、当社の被災状況、従業員の欠勤状況を勘案し、対応を図ることとする。

12 BCP発動時における業務の対応

BCPが発動された場合には、業務については、次のとおり対応する。

(1) 産業廃棄物処理施設が被災し処分ができなくなった場合

業 務	欠勤率0～25%以内	欠勤率25%超～50%以内	欠勤率50%超
産業廃棄物の処分（破碎、圧縮）	<b>【産業廃棄物処理施設停止】</b> 1 直接搬入する排出事業者には排出抑制、保管を要請する。 2 稼働に必要な修理、部品等を至急調査し、部品会社、修理会社等に連絡する。 3 他社に処分を働きかけ、可能な場合には、対応する。		
産業廃棄物の収集運搬 当所搬入、当所搬入以外	<b>【当所搬入】</b> 1 当所への収集運搬を中止する。 2 排出事業者には排出抑制、保管を要請する。 3 処分先、売却先に対しては、物が出ないことを連絡する。 4 他社処理施設への搬入について調整し、可能な場合は排出事業者と協議する。 <b>【当所搬入以外】</b> 1 平常時と同様に実施する（搬出先、道路が被災し引き取りができない場合は中	<b>【当所搬入】</b> 1～4 （左欄の1～4のとおり。）  <b>【当所搬入以外】</b> 1 医療機関、ライフラインに係る事業者及び取引量が	<b>【当所搬入】</b> 1～4 （左欄の1～4のとおり。）  <b>【当所搬入以外】</b> 1 医療機関及びライフラインに係る事業者に限定

	止する)。  <b>【収集運搬車両】</b> 1 収集運搬車両が被災した場合は、修理箇所を至急調査し、自社で修理又は修理会社に要請する。	多い事業者を対象に実施する。 2 収集運搬できない排出事業者に対して、排出抑制、保管を要請する。 3 処分先、売却先に対しては、物が減少していることを連絡する。 <b>【収集運搬車両】</b> 1 (左欄の1のとおり。)	して実施する。  2～3 (左欄の2～3のとおり)。  <b>【収集運搬車両】</b> 1 (左欄の1のとおり。)
特別管理産業廃棄物の収集運搬	1 平常時と同様に実施する(搬出先、道路が被災し引き取りができない場合は中止する)。 2 収集運搬車両が被災した場合は、修理箇所を至急調査し、自社で修理又は修理会社に要請する。	1 医療機関、ライフラインに係る事業者及び取引量が多い事業者を対象に実施する。 2 収集運搬できない排出事業者に対して、排出抑制、保管を要請する。 3 処分先、売却先に対して物が減少していることを連絡する。 4 (左欄の2のとおり。)	1 医療機関及びライフラインに係る事業者に限定して実施する。  2～4 (左欄の2～4のとおり。)
一般廃棄物の収集運搬	1 平常時と同様に実施する(搬出先、道路が被災し引き取りができない場合は中止する)。 2 収集運搬車両が被災した場合は、修理箇所を至急調査し、自社で修理又は修理会社に要請する。	1 医療機関、ライフラインに係る事業者及び取引量が多い事業者を対象に実施する。 2 収集運搬できない排出事業者に対して、排出抑制、保管を要請する。 3 搬出先(3市)に対して物が減少していることを連絡する。 4 (左欄の2のとおり。)	1 医療機関及びライフラインに係る事業者に限定して実施する。  2～4 (左欄の2～4のとおり。)

注1 ライフライン事業者とは、「南関東地域震災応急対策活動要領」(内閣府)に規定する上・下水道、工業用水道、電気、ガス及び通信施設に係る事業者をいう(以下同じ)。

2 取引量が多い事業者とは、数量的な基準は設けられないため、取引量が多い順に選定することとし、BCP発動時の社員の出勤状況に応じて対応できる事業者をいう(以下同じ)。

(2) 産業廃棄物処理施設が被災しなかった場合

業 務	欠勤率0～25%以内	欠勤率25%超～50%以内	欠勤率 50%超
産業廃棄物の処分（破碎、圧縮）	1 平常時と同様に実施する。	1 医療機関、ライフラインに係る事業者及び取引量が多い事業者を対象に実施する。 2 直接搬入する排出事業者に対して、排出抑制、保管を要請する。	1 医療機関及びライフラインに係る事業者に限定して実施する。 2（左欄の2のとおり。）
産業廃棄物の収集運搬 当所搬入、当所搬入以外	<p><b>【当所搬入】</b></p> <p>1 平常時と同様に実施する。</p> <p><b>【当所搬入以外】</b></p> <p>1 平常時と同様に実施する（搬出先、道路が被災し引き取りができない場合は中止する）。</p> <p><b>【収集運搬車両】</b></p> <p>1 収集運搬車両が被災した場合は、修理箇所を至急調査し、自社で修理又修理会社に要請する。</p>	<p><b>【当所搬入】</b></p> <p>1 医療機関、ライフラインに係る事業者及び取引量が多い事業者を対象に実施する。 2 収集運搬できない排出事業者に対して、排出抑制、保管を要請する。 3 処分先、売却先に対しては、物が減少していることを連絡する。</p> <p><b>【当所搬入以外】</b></p> <p>1 医療機関、ライフラインに係る事業者及び取引量が多い事業者を対象に実施する。 2 収集運搬できない排出事業者に対して、排出抑制、保管を要請する。 3 処分先、売却先に対しては、物が減少していることを連絡する。</p> <p><b>【収集運搬車両】</b></p> <p>1（左欄の1のとおり。）</p>	<p><b>【当所搬入】</b></p> <p>1 医療機関及びライフラインに係る事業者に限定して実施する。</p> <p>2～3 （左欄の2～3のとおり。）</p> <p><b>【当所搬入以外】</b></p> <p>1 医療機関及びライフラインに係る事業者に限定して実施する。</p> <p>2～3 （左欄の2～3のとおり。）</p> <p><b>【収集運搬車両】</b></p> <p>1（左欄の1のとおり。）</p>
特別管理産業廃棄物の収集運搬	1 平常時と同様に実施する（搬出先、道路が被災し引	1 医療機関、ライフラインに係る事業者及び取引量が	1 医療機関及びライフラインに係る事業者に限定

	<p>き取りができない場合は中止する。</p> <p>2 収集運搬車両が被災した場合は、修理箇所を至急調査し、自社で修理又は修理会社に要請する。</p>	<p>多い事業者を対象に実施する。</p> <p>2 収集運搬できない排出事業者に対して、排出抑制、保管を要請する。</p> <p>3 処分先、売却先に対して物が減少していることを連絡する。</p> <p>4 (左欄の2のとおり。)</p>	<p>して実施する。</p> <p>2～4 (左欄の2～4のとおり。)</p>
一般廃棄物の収集運搬(横浜、逗子、鎌倉)	<p>1 平常時と同様に実施する(搬出先、道路が被災し引き取りができない場合は中止する)。</p> <p>2 収集運搬車両が被災した場合は、修理箇所を至急調査し、自社で修理又は修理会社に要請する。</p>	<p>1 医療機関、ライフラインに係る事業者及び取引量が多い事業者を対象に実施する。</p> <p>2 収集運搬できない排出事業者に対して、排出抑制、保管を要請する。</p> <p>3 搬出先(3市)に対して物が減少していることを連絡する。</p> <p>4 (左欄の2のとおり。)</p>	<p>1 医療機関及びライフラインに係る事業者に限定して実施する。</p> <p>2～4 (左欄の2～4のとおり。)</p>

### 13 BCP発動時における社員の行動基準

社員は、BCP発動時において、自らの安全確保を最優先としつつ、当社事業を構成する各種業務における初動対応及び事業継続に必要な活動を行う。

#### (1) 就業時間内における行動

社員は、社内にいる場合はBCPに基づく初動対応及び事業継続に必要な活動に参加する。

社外にいる場合には、予め定められた安否確認手段を用いて、安否情報を発信し、業務継続責任者からの指示(連絡が取れない場合は自らの判断)に従い行動する。

#### (2) 就業時間外における行動

社員は、BCPに基づく初動対応を実施する。

予め定められた非常招集メンバーを除く社員は、通常の自宅を出発する時間になるまで自宅で待機し、業務継続責任者からの指示(連絡が取れない場合は自らの判断)に従い出社する。

#### (3) 帰宅の判断

BCP発動時においては「帰宅時に二次災害に巻き込まれる。」又は「帰宅困難になる。」などの危険性があることから、社員が自らの判断で帰宅することは許されない。業務継続責任者からの指示に従い行動する。

### 14 附則

この計画書は、2015年9月18日から施行する。

様式 1

緊急時対応経過表

事業所名	福浦リサイクルセンター		作成組織	対策本部・業務継続チーム
作成日			作成者名	
発生状況	日時	年 月 日 から 年 月 日		
	場所			
	概要			
	原因			
対応経過	時間	内 容		
備考				

様式 2

緊急時対応指示書

指示者は、次の必要事項を記載し、対応者に指示を出すこと。

事業所名	福浦リサイクルセンター	指示組織	対策本部・業務継続チーム
指示日時		指示者名	
対応指示の内容			
対応作業に割り当てられた経営資源			
人的資源		物的資源	
資金		情報	

対応者は、次の必要事項を記載し、指示者に報告すること。

事業所名	福浦リサイクルセンター	対応組織名	対策本部・業務継続チーム
指示日時		対応者名	
対応指示の実施内容			
対応作業に使用された経営資源			
人的資源		物的資源	
資金		情報	

指示者は、報告内容を確認し、次の必要事項を記載すること。

確認日時		確認者名 (指示者名)	
------	--	----------------	--



様式 3

被害状況確認書

事業所名	福浦リサイクルセンター	部門名	対策本部・業務継続チーム		
作成日		作成者名			
緊急事態情報					
脅威の種類	<input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 水害		<input type="checkbox"/> 火災 <input type="checkbox"/> その他 (                      )		
脅威の程度					
発生日時	年      月      日 AM / PM                      ~				
被害状況確認					
人的被害	死者      名	重傷者      名	軽症者      名	合計      名	
インフラ被害	建 物				
	機 械				
	電 気				
	ガ ス				
	水 道				
	通 信				
	I T機器				
	情報システム				
所 見					
被害レベル	<input type="checkbox"/> 甚大	<input type="checkbox"/> 大	<input type="checkbox"/> 中	<input type="checkbox"/> 小	

平成 年 月 日  
時 分現在

株式会社神奈川保健事業社  
対策本部 広報対応責任者

「事業継続計画」に基づく事業の継続（早期再開）について（第1報）

株式会社神奈川保健事業社（本社 横浜市金沢区 代表取締役 西之宮 優）は、事業所から発生する産業廃棄物の収集運搬・処分、特別管理産業廃棄物及び一般廃棄物の収集運搬を行っています。

平成 年 月 日 時 分に発生した\_\_\_\_\_による災害被害を最小化するため、当社は災害等が発生した場合に事業の継続（早期再開）を定めた「事業継続計画」（以下「BCP」といいます。）に基づき、取り組みを始めました。

現在、当社は\_\_\_\_\_に対策本部（本部長\_\_\_\_\_）を設置し、被災状況の確認を進めるとともに、事業継続（早期再開）に必要な各種復旧作業に全力を挙げて取り組んでいます。

現時点における具体的な事業継続活動は、次のとおりです。

1 事業継続活動の状況

\_\_\_月\_\_\_日\_\_\_時\_\_\_分 \_\_\_\_\_の発生に伴いBCPによる取り組みを開始  
 \_\_\_\_\_時\_\_\_分 \_\_\_\_\_に対策本部を設置  
 \_\_\_\_\_時現在 被災状況を確認中

2 被災及び復旧状況

事業所	状 況
福浦リサイクルセンター (横浜市金沢区福浦 2-17-3)	被災状況を確認中

3 想定される影響

被災状況が判明次第、公表します。

4 BCPの内容

- (1) 対策本部の設置、情報提供等
- (2) 業務継続チームの設置、同チームによる業務の継続・早期復旧等

5 事業継続に関する情報公開

事業継続活動に関する情報は、当社ホームページ (<http://www.khj.co.jp>) にて随時公開します。

(問い合わせ)

対策本部 広報担当 電話\_\_\_\_\_